

日南串間広域不燃物処理組合 地球温暖化対策実行計画

令和 8 年度から令和 12 年度まで

令和 7 年 12 月

日南串間広域不燃物処理組合

第1章 基本的事項

計画目的

日南串間広域不燃物処理組合（以下「組合」という。）では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法律」という。）第4条及び第21条に基づき、省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組みを推進し、事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量の抑制について、総合的かつ計画的に実施することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に、日南串間広域不燃物処理組合地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、取組みを推進していきます。

目的と対象範囲

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法律」という。）第4条及び第21条に基づき、自らの事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量の抑制について、総合的かつ計画的に実施することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

また、組合が実施する事務事業全般を対象とすることから、温暖化対策と同時に事務経費の削減の取組みにも期待できるものであります。

基準年度及び計画期間

基準年度は、令和6年度（※活動量が適切に把握できる年度）とし、計画期間を令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、必要に応じた見直しを行い、その内容等については、その都度公表することとします。

対象範囲

実行計画の対象範囲は、組合が行う全ての事務及び事業を対象とします。

（施設等一覧）

- | | |
|--------------|------------------|
| 1 リサイクルプラザ施設 | 日南市南郷町榎原甲 871 番地 |
| 2 埋立処分場関連施設 | 日南市南郷町榎原甲 871 番地 |

対象とする温室効果ガス

法律で定められた削減対象となる7つの温室効果ガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象として取組みを推進していきます。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

二酸化炭素の排出状況

令和6年度（基準年度）における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況

排出要因	使用量	排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)
電 気	293,387.0kwh	131,731	90.03
ガソリン	793.2 L	1,840	1.26
軽 油	4,936.0 L	12,735	8.70
LP ガス	5.5 m ³	17	0.01
合計		146,323	100.00

削減目標

組合は、計画期間中に温室効果ガスのうち、二酸化炭素総排出量を、令和6年度を基準として、令和12年度までに5%削減することを目指します。

その内訳は、電気使用に係る二酸化炭素排出量がほとんどを占めていますので、構成市による不燃ごみの分別削減やごみの適切な受入れによる減量化を推進し、施設の稼働の減少に努め、ひいては消費電力の減少につなげ、最終年度までに削減目標を達成します。

対象とする 温室効果ガス	基準年度排出量 (令和6年度)	削減目標	目標年度排出量 (令和12年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	146,323kg-CO ₂	△5%	139,007kg-CO ₂

第3章 取組内容

日常業務に関する取組みと省資源の推進

実行計画では、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要であるため、行動目標として、組合の事務事業全般に係る取組み項目を次のとおり設定します。

1. 消費電力の削減

(1) 事務室、作業室等に係る電気の削減に努めます。

- ・蛍光灯及び電球の LED への取替
- ・就業外時の室内消灯・更衣室等の不在時消灯
- ・共用部の空調、照明の抑制・残業時の不要な照明消灯
- ・ノーアクションデーの徹底・ブラインドの活用（省エネ、退庁時にはブラインドを下げる）
- ・退室、退館時の電源 OFF 確認
- ・空調設備の適温設定（冷房概ね 28°C、暖房概ね 20°C）
- ・退室、退館時の空調 OFF 確認
- ・クールビズ及びウォームビズの推進
- ・OA 機器の節電機能の活用（会議時等のディスプレイ OFF）
- ・エネルギー消費効率の高い製品の導入・更新

(2) 機器類の運転管理に係る電気の削減に努めます。

- ・デマンド、負荷率、力率管理、使用量管理、受電設備の管理等による効率低下を防止
- ・エネルギー消費効率の高い製品や機器類の導入・更新

2. 消費燃料の削減

(1) 車両等に係る消費燃料の削減に努めます。

- ・ハイブリッド公用車の優先的利用
- ・不要なアイドリング、急発進
- ・急加速、空ぶかしの抑止
- ・経済的走行の励行（一般道：40～60 km/h、高速道：80 km/h）
- ・車両の整備点検の適正実施
- ・無駄な積載物の除去
- ・車両更新時における低燃費車種の導入
- ・低公害車の導入

環境負荷の軽減及び環境配慮の推進

1. 環境負荷等の軽減による排出削減

(1) 温室効果ガスの排出抑制とともに、環境負荷の軽減に配慮します。

- ・分別収集の徹底・使い捨て製品の使用や購入の抑制
- ・グリーン購入の推進（環境に配慮した製品の優先購入）

- ・備品調達時における長期使用可能製品の奨励

(2) コピー及びコピー用紙使用量の削減に努めます。

- ・適正印刷（コピー）の確実な実施
- ・使用済用紙の再利用化（回収箱の設置、内部資料については使用済用紙を活用等）
- ・両面コピー及び低濃度コピーの励行（原則、両面コピー）

(3) 物品の廃棄において徹底した分別・資源化を実施します。

- ・資源回収ボックスの設置による分別・資源化の徹底
- ・コピー機やプリンターのトナー・カートリッジは、業者による回収

(4) リサイクル施設運転管理全般において徹底した環境負荷軽減を実施します。

- ・適正な定期整備、早期補修、機器類の清掃点検を確実に行い、効率低下の抑制
- ・エネルギー使用量がわかるように日報や月報等を確実に記録するとともに、それに基づく使用の徹底管理
 - ・運転の改善、ラインの見直し・連續化や高効率化などプロセスの改善を行い、効率の向上
 - ・機器類の計画的な修繕計画に基づき、機器類の取替修繕の実施

2. その他の環境配慮に関する取り組み

(1) 関係事業者との連携・協力要請をお願いしていきます。

- ・組合内設備を使用している団体等に対して、本計画に基づく環境配慮の取組について理解と協力の要請
- ・自動販売機を設置している業者に対する省エネルギー型設置を要請

(2) 来場者への協力要請を強化していきます。

- ・施設等の利用にあたって、本計画に基づく環境配慮の取組みについての理解と協力の要請

(3) 自然環境に配慮した公共施設整備の推進等に取り組んでいきます。

- ・敷地内や施設内の緑化を推進し、環境保全の実施
- ・周辺の生態系の保全保護の実施

(4) ごみ減量化へ構成市と取り組んでいきます。

- ・ごみ減量化による温室効果ガスの排出抑制効果は大きいため、構成市住民に対し、更なる4R推進の周知、食品ロス削減への取組み推進及び社会的コストの削減について、共に協力し構成市のごみ減量化推進を実施

第4章 計画の推進と点検・評価

推進体制

計画の適正な推進及び評価に資するため、次の体制で実施します。

1. 温暖化防止対策の推進体制

- (1)事務局長は責任者として、次長を中心に本計画の（削減）目標達成のために職員を指揮監督し、温室効果ガスの抑制を図ります。
- (2)施設管理係長は運転管理委託をしている職員も含めて、取組内容及び行動目標に従い、担当する事務事業において環境負荷が軽減されるよう努めます。

2. 点検及び評価について

- (1)事務局長は、計画期間の5年間における措置状況を把握するため、定期的に行動目標の進捗状況を把握し、年1回点検及び評価を実施します。
- (2)点検・評価の結果、計画の達成上及び目標の進捗状況において特に必要があると認めた場合は、計画内容を見直し、必要に応じて計画を変更するものとします。

3. 公表について

- (1)法律第21条第10項に基づき、事務局長は、計画の策定、変更及び計画の実施状況について内容を取りまとめ、年1回公表します。